

麻しん・風しん対策推進会議開催要綱

1 目 的

麻しん対策については、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）に基づき、平成 27 年度までに排除を達成し、世界保健機関による排除の認定を受け、かつ、その後も排除の状態を維持することとされている。また、風しん対策については、「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成 26 年厚生労働省告示第 122 号）に基づき、平成 32 年度までに排除を達成することを目標として、各種の施策を推進することとされている。

本会議は、施策の実施状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて当該施策の見直しについて提言を行うために開催するものである。

2 名 称

「麻しん・風しん対策推進会議」（以下会議という。）と称する。

3 構成メンバー

会議の構成メンバーは、感染症の専門家、医療関係者、保護者、地方公共団体の担当者、ワクチン製造業者、学校関係者、事業者団体の関係者等とする。

4 座長及び座長代理

- (1) 会議に座長を置き、座長は議事を整理する。
- (2) 座長代理は座長を補佐し、座長が不在の場合に議事を整理する。
- (3) 座長及び座長代理は、構成メンバーの中から互選により選出する。

5 その他

- (1) 会議は、厚生労働省健康局長が、構成メンバーを参集し、開催する。
- (2) 会議は、原則公開とする。
- (3) 会議は、年 1 回程度開催する。
- (4) 会議の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課において行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し、必要な事項は座長が厚生労働省健康局結核感染症課長と協議の上、これを定めるものとする。